

～想いを形に～

まちづくりに ときめきたい

「町に暮らす人」「町で働く人」「町に訪れた人」、誰にとっても魅力を感じることができる「ときめくまち」づくりを、住民主体で実現していく取り組みを支援します。

ときめくまちづくり支援事業概要

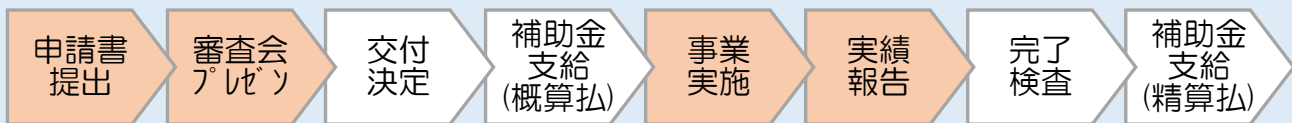
メニューは？		具体的にどんなことができる？	だれが使えるの？	いくら補助を受けられるの？
ときめく事業	元気な「ひと」づくり事業	子育て支援、子どもの健全育成、高齢者支援、健康や医療・福祉の増進、生涯学習や社会教育の振興、男女が共に力を発揮できる環境づくり等	大江町内を主たる活動拠点とする団体や区	対象経費の8割以内 ※「若者・女性グループ」は9割以内 補助金上限 80万円
	素敵な「まち」づくり事業	地域のコミュニティ強化、交通安全・防犯対策、清掃や美化の促進、自然環境や景観の保全、伝統文化・芸術・歴史・スポーツの息づくまちづくり等	※「若者・女性グループ」とは、高校生以上39歳までの者又は女性が構成員の過半数を占める団体をいう。	
	「ひと」「モノ」の交流づくり事業	移住・定住促進支援、観光の振興、結婚応援、町の魅力PR、若者の交流支援等		
チャレンジ事業	まちづくり活動学習会	上記ときめく事業の活動をはじめするための学習会等の開催 ※きっかけを作ろう	大江町内を主たる活動拠点とする団体もしくは個人	対象経費の10割以内 補助金上限 5万円
	地域へとびだす学生支援事業	上記ときめく事業を学生の方が活動する場合	学生団体もしくは学生	
募集期間		第1次申請の締切： 令和4年5月31日（火） 第2次申請の締切： 令和4年8月31日（水）予定		

■ 申請手続 申請書に次の書類を添えて地域振興課へ申請ください。

【添付する書類】

- ①事業計画書（別記様式第1号）
- ②収支予算書（別記様式第2号）
- ③団体概要書（別記様式第3号） ※ときめく事業を申請する場合
- ④公簿等の閲覧同意書（別記様式第4号）または納税証明書 ※ときめく事業を申請する場合

【事業の流れ】



～過去の優良事例紹介～

ご当地ヒーロー

ご当地ヒーローという存在を通し、大江町の魅力を町外へ発信した。シェイガー参上！

おさがり交換会

子どものおさがり品を持ち寄り、今必要としている家庭へ譲り合う。その他、おさがり生地のリメイクおもちゃ販売や装飾体験を行った。

OE SHAKE LAB 2015

町全域に展示会場を広げたイベントを開催し、町内交流人口の増加を図った。

「おいで、おおえ」Webサイト及びPRイベントの実施

町の日常生活や魅力を写真や動画を通して町内外へ発信するためのHP制作。また、団体の活動を周知するためのイベントを開催した。



大江町公式SNSのフォローお願いします♪



Twitter



Instagram



facebook



YouTube

【お問合せ・申込先】 大江町地域振興課 移住・定住推進室 地域交流係 ☎84-1503